

第 5 章 工事施工に伴う申請手続等

1. 給水装置工事の施工承認

1.1 施工承認の意義

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。(条例第 5 条)

これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり損害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。

※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工した者は、条例第 35 条第 1 号の規定により過料が科せられる。

1.2 施工承認する工事

施工承認をする工事は、以下の工事である。

- (1) 新設工事（給水装置を新たに設置する工事）
- (2) 改造工事（給水栓を取り除く・増やす、給水管種・口径を変更する等の工事）
- (3) 修繕工事（給水栓・給水管の破損に伴い破損箇所を修理する工事※軽微な変更は除く）
※『軽微な変更』とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないもの)とする。(施行規則第 13 条)
- (4) 撤去(玉おろし)工事（配水管からの接続を切り離したうえ漏水及び滞留水が発生しないよう適切な処理を施す工事）

1.3 承認条件

- (1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管及び当該給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (3) 当該給水装置の口径が適正であること。
- (4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
- (5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。
- (6) 当該給水装置の場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。
- (7) 配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具については、管理者が別に定める基準に適合すること。(条例第 8 条第 1 項)
- (8) 管理者が指示する工法・工期その他工事上の条件に従うこと(条例第 8 条第 2 項)
- (9) その他給水装置の維持管理に支障を及ぼさないこと。

第 5 章 工事施工に伴う申請手続等

1.4 承認書の交付

工事内容が承認条件を満たしているものは、給水装置工事申込承認書の交付により施工の承認をする。(施行規程第 2 条第 3 項)

- ① 給水装置工事は、給水装置工事申込承認書の発行まで着手してはならない。
- ② 公道掘削・河川横断等で、関係管理者等の許可を要する部分の工事は、その部分に対する許可が下りるまで施工してはならない。

2. 給水装置工事の申込

工事の施工承認を受けるため、申込をしようとする者は、指定工事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事契約を行い、申込者から委任を受けた指定工事業者が工事 1 件ごとに申込を行う。

2.1 提出書類

指定工事業者は、給水装置工事申込の際に、設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。(条例第 7 条第 2 項、指定工事業者に関する規程第 14 条)その他、表 5.2.1 に掲げる書類のうち当該工事について必要な書類を 1 件ごとに作成し、所管課に提出すること。

【表 5.2.1 給水装置工事の申込に必要な書類】

	直結 直圧式	3階直結 直圧式	受水槽式	改造	一時用
給水装置工事申込書(施行規程様式第 1 号)	○	○	○	○	○
位置図	○	○	○	○	○
地権者確認用資料	△	△	△	△	△
建築確認済証(鑑及び第二面のみ)	○	○	○	△	—
加入金免除・減額申請書(施行規程様式第 18 号)	△	△	△	—	—
給水装置工事調査	○	○	○	○	○
給水装置工事予定設計書 (配置図・各階平面図・系統図・メーター室詳細図等含む)	○	○	○	○	○
給水装置工事予定材料一覧	○	○	○	○	○
オートロック等の開錠等の方法に関する届※(本基準様式第 5 号)	△	△	—	△	—
公共施設等に関する協議回答書(写し)	△	△	△	△	△
3 階直結直圧式給水事前協議回答書(写し)	—	○	—	—	—
3 階直結直圧式給水条件承諾書 (本基準様式第 4 号)	—	○	—	—	—
水道直結スプリンクラー設備設置条件承諾書(本基準様式第 7 号)	△	△	—	△	—

○ 必要 △必要に応じて —不要

※検針等又は維持管理等の際開錠等を要する門扉(オートロック)等の開錠等の方法に関する届

第 5 章 工事施工に伴う申請手続等

2.2 受付

工事の申込は、必要書類の提出と次に掲げる手数料等の納入をもって受付けるものとする。

- (1) 工事申込者は、申込の際に、設計審査手数料及び竣工検査手数料を前納しなければならない。

(条例第 27 条)

- (2) 給水装置の新設及び改造工事の申込者は、申込の際に加入金を納入しなければならない。

但し、一時的に使用するものについては、加入金は徴収しないものとする。(条例第 28 条、第 29 条)

※一時的な使用(一時用)の定義

一時用とは、工事の施工その他一時の用途に給水するもので、使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなもので、次の各号に該当するものとする。

- ① 各種工事等で使用し、完成と同時に撤去するもの。
- ② 仮設事務所、仮設作業所、仮設選挙事務所等に使用するもの。
- ③ その他管理者が適当と認めたもの。

なお、一時用の工事施工範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、一時用の使用を終了したときは速やかに撤去すること。

- (3) 一時的に水道を使用するもの(一時用)は、概算水道料金を前納しなければならない。なお水道の使用をやめたとき、清算する。(条例第 25 条)

概算水道料金は、下表に定める金額とする。

計画用途等	前納する概算水道料金
戸建住宅及び 10 戸未満の集合住宅等	40,000 円
10 戸以上の集合住宅等	100,000 円
その他	管理者との協議による

- (4) 工事申込者は、国県道掘削が伴う場合、管理者が占用の申請を行うので、その費用を支払わなければならない。(条例第 27 条)

2.3 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本基準等に適合している(承認要件を満たしている)ことを確認するために行うものである。

3. 工事変更等の取り扱い

- (1) 設計等の変更

設計等に変更が生じた場合は、給水装置工事変更届(基準様式第 1 号)及び当該変更に応じた必要な書類を所管課へ提出すること。

- (2) 工事の取消

工事申込者の都合等により工事申込を取消す場合は、給水装置工事申込取消届(基準様式第 2 号)を所管課へ提出すること。

4. 事前協議等

次に掲げる事項等に該当する場合は、給水装置工事申込の前に、管理者との協議を必要とする。

なお、管理者との各事前協議には約 10 日～14 日程度要するため十分に余裕をもって協議書を提出すること。

(1) 3 階直結直圧式給水を計画する場合

- ① 3 階直結直圧式給水については、第 4 章 2.1(3)に定めている。
- ② 3 階直結直圧式給水を計画するときは、給水装置工事申込の前に、『3 階直結直圧式給水に関する事前協議』を行う。
- ③ 事前協議には、以下の書類を提出すること。
 - ア. 3 階直結直圧式給水事前協議申請書(基準様式第 3 号)
 - イ. 位置図、ウ. 平面図、エ. 系統図等、オ. 水理計算書(設計水圧 0.196MPa)
- ④ 事前協議では、所定の設計水圧による水理計算、計画箇所付近での水圧調査(連続 120 時間)の結果、配水管網状況及び配水管整備計画等をもとに、3 階直結直圧式給水の実施の可否を審査する。
- ⑤ 管理者は、事前協議の結果を申請者へ回答する。
- ⑥ 給水装置工事申込の際には、3 階直結直圧式給水条件承諾書(基準様式第 4 号)、事前協議回答書の写しを添付すること。

(2) 大野城市開発行為等指導要綱(以下「要綱」という。)の適用を受ける場合

- ① 適用範囲は、要綱第 3 条で定められている。
- ② 管理者は、要綱に定められている事前協議のうち『公共施設等に関する協議』(要綱第 7 条第 1 項)を行う。(事務手続、様式等は要綱の定めによる。)
- ③ 協議では、当該建築及び開発行為について事業に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な住環境を備えた街づくりを図るため、配水管又は給水装置の設置に関して協議及び審査を行う。

(3) 貯水槽式共同住宅において各戸検針を計画する場合

- ① 各戸検針については、『大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程』(以下「実施規程」という。)で定めている。また、設備基準等については『大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準』で定めている。(事務手続、様式等は実施規程の定めによる。)
- ② 各戸検針の実施を申請しようとするときは、『貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する事前協議』(実施規程第 5 条)を行う。
- ③ 各戸検針の実施申請は各戸検針開始日の 134 日前までに行うこととなっているので、事前協議を前もって終了させておくことが必要である。(実施規程第 6 条第 5 項、第 9 条第 3 項)

(4) その他、管理者が特に必要と認める場合

5. 工事竣工検査の申込

工事が完成すれば、給水装置工事竣工設計書等に竣工図等を記入の上、工事写真等を添付し、速やかに届出なければならない。(法第 17 条、条例第 7 条第 2 項、指定工事業者に関する規程第 15 条)

竣工検査は、書類・現地の検査を行い、給水装置工事が適正に施工され、構造材質基準に適合しているかの確認及び残留塩素の測定等による水質の安全確保の確認を行うための重要なプロセスである。よって、主任技術者による自主検査(社内検査)及び管理者による竣工検査の実施前に、給水装置の使用が開始されることがあってはならない。

(1) 提出書類

竣工検査には、必要な書類(表 5.5.1)を提出する。

【表 5.5.1 竣工検査に必要な書類】

竣工設計書	竣工図面を記入して提出する。なお、所定の様式に収まらない場合は、別紙として任意の図面を添付する。※図面作成要領は第 4 章 5 を参照のこと
竣工材料一覧	実際に工事で使用した材料を記入して提出する。
工事記録写真	工事に応じた必要な写真を整理して提出する。※写真撮影要領は本章 6 を参照のこと
自主検査表	該当する検査項目について、主任技術者が自主検査を実施したうえで必要事項を記入し、提出すること。

(2) 竣工検査

所定の日時に竣工書類を提出し、書類検査を受けること。また、現地検査を実施する日時の打合わせを行う。現地検査には、当該工事に関わった主任技術者が立ち会わなければならない。但し、管理者が立会いを免除するものは除く。(法第 25 条の 9、指定工事業者に関する規程第 16 条)

(3) メーターの出庫

市が貸与するメーターは原則として現地検査当日に出庫するので、所管課にて受け取ること。

※竣工検査の実施については第 6 章 13 を参照のこと

(4) 水栓番号標識

給水装置工事申込の際には、給水装置毎に水栓番号を決定し、竣工検査の際に水栓番号を認識するための水栓番号標識(シール)を交付する。

水栓番号標識は、検針時や検定満期等におけるメーター取替時等に速やかに対象の給水装置を認識するためのものであるから、原則として、玄関ドア付近又は表札付近等に設置(貼付)すること。



標識寸法

縦 2.6cm × 横 4.6cm

6. 工事記録写真

給水装置工事の竣工書類として、工事記録写真を添付するものとし、その写真及び撮影要領は次のとおりとする。

(1) 写真及び撮影要領

共通事項		写真には工事内容を説明した 黒板を入れて 撮影すること。 掘削・布設状況写真には 尺を入れて 撮影すること。		
	撮影項目	撮影要領		
道路部分	(1)着工前	周辺の状況を入れ、路面には掘削位置がチョーク等で明示された写真		
	(2)掘削完了状況	掘削が完了後の写真で路面切断部分が判明し、既設の配水管を露出させ、路面からの埋設深度が判明できるもの		
	(3)分岐器具取付状況	①配水管への取付作業が完了した状態のもの ② 水圧試験 の実施写真(※下表の水圧で実施)		
		配水管種 \ 分岐器具	サドル付分水栓	不断水割T字管
		鋳鉄管・鋼管	1.75MPa	1.25MPa
	塩化ビニル管	0.75MPa	0.75MPa	
	(4)穿孔状況	① 穿孔屑を排出しながら 穿孔していることが確認できるもの ②防食コア挿入状況		
	(5)分岐部保護状況	分岐部に防食フィルム等で適切な保護を行っていることが確認できるもの		
(6)給水管布設状況	分岐部より、道路部分を横断布設された部分の全景写真※			
(7)標示テープ・シート設置状況	①標示テープを、適切な間隔で胴巻をしていることが確認できるもの			
	②標示シートを、所定の位置に設置していることが確認できるもの			
宅地内	(1)止水器具設置 ・接続状況	止水器具上流・下流側の配管接続状況が確認できるもの※ (止水器具の交換、上流側立上り管の延長等により、上流側配管に圧着工等が生じた場合はその施工中写真、施工後の保護状況の写真も撮影すること。)		
	(2)メーターボックス 設置状況	①メーター上流・下流側の配管接続状況が確認できるもの※ ②メーターの設置場所と家屋その他構造物との位置関係が判別できるもの		
	(3)給水管布設状況	主配管、屈曲部、分岐部、コンクリート板の下等		
	(4)器具設置・接続状況	給水ヘッダなどの特殊器具を設置した場合はその設置・接続状況		
	(5)既設管接続状況	既設管との接続又は切り離しが有る場合は、当該部分(施工前及び施工後)		
	(6)水圧試験実施状況	原則 1.75MPa で 1 分間 とするが、給水管の材質及び器具の性能等を考慮した水圧としてもよい。		
	(7)受水槽設置状況	受水槽への立上り配管、エアーチャンバ、遠景からの受水槽写真		
※道路部分～止水栓～メーターまでは、各区間で 不要な中間継手 を使用していないことが確認できるよう 全体を撮影すること。				
※撤去及び一時用については上記の工程のうち、該当するものを適宜撮影し提出すること。				

第 5 章 工事施工に伴う申請手続等

(2) その他

- ① 提出写真はサービス版とするか、デジタルカメラ、プリンタを使用して印刷して提出する。
- ② 提出写真の撮影箇所がわかりやすいよう、竣工設計書及び写真台帳に番号等の目印を記入すること。なお、原則として給水装置の上流側から順に並べ提出すること。

第5章 工事施工に伴う申請手続等

【参考 給水装置工事のフロー】

